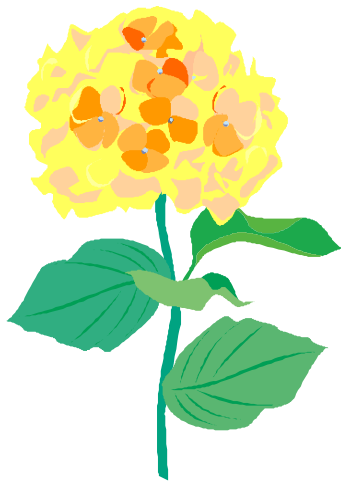


福井市景観計画 概要版

# 一乗谷地区特定景観計画区域



## はじめに

福井市では、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）に基づく制度を活用し、より魅力ある個性豊かな、美しい福井のまちを創造するため、平成20年3月31日に、法第8条第1項に基づく「福井市景観計画」を策定し、併せて本景観計画を運用していくために必要な事柄を定めた「福井市景観条例」を同日制定しました。（平成20年10月1日施行）

また、平成23年4月11日には、一乗谷地区を構成する6つの集落（安波賀中島町、安波賀町、城戸ノ内町、西新町、東新町、浄教寺町）及びこれらの集落内から眺望することができる尾根筋によって囲まれる区域を、特定景観計画区域に追加しております。（平成23年10月1日施行）

この概要版は、景観法に基づく届出制度をご理解いただくため福井市景観計画の特定景観計画区域で定めた届出の対象行為や景観形成基準、届出に関する手続等をお示しするとともに、今後の福井らしい良好な景観の形成にご協力いただくことを目的として作成したものです。

## CONTENTS

### はじめに

#### ◆景観計画の概要

- ・地域の個性を活かした景観計画区域（特定景観計画区域） . . . 1
- ・景観形成の目標 . . . 2
- ・景観形成の方針 . . . 2
- ・届出の対象となる行為 . . . 3
- ・届出に添付する図書の一覧 . . . 4
- ・届出に関する手続きのフロー . . . 5
- ・景観形成基準 . . . 6

#### ◆屋外広告物について

- ・届出の対象となる行為 . . . 11
- ・届出書に添付する図書の一覧 . . . 11
- ・届出に関する手続きのフロー . . . 11
- ・景観形成基準 . . . 12

(参考図)一乗谷地区特定景観計画区域における色彩基準 . . . 巻末

## ◆ 景観計画の概要



### 地域の個性を活かした景観計画区域（特定景観計画区域）

福井市には、県都の顔である中心市街地や、まちの目印である足羽三山、歴史的に価値の高い一乗谷朝倉氏遺跡、福井県を代表する観光レクリエーションの拠点である越前水仙の群生地など、固有の景観を形成している地域が数多く見られます。

「福井市景観基本計画」では、これらの地域を「景観形成重点地区」として位置づけ、景観形成に関するきめ細かな方針や具体的施策などを示しています。

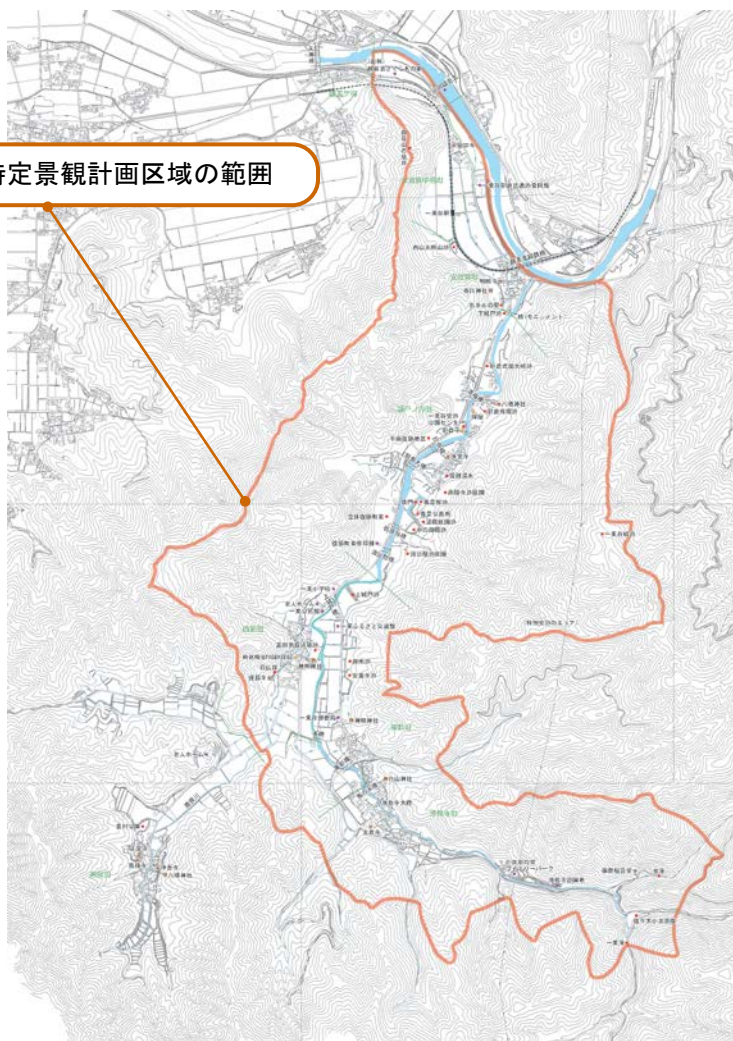
そのため、こうした重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域については、福井市景観計画区域において区分指定を行い、区域ごとに届出対象行為や行為ごとの景観形成基準などを定め、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導していきます。

今後、良好な景観の形成に関する地域住民の合意形成を図りながら、順次、「特定景観計画区域」の追加・拡大を行います。

### ※ 一乗谷地区特定景観計画区域

国の特別史跡に指定されている区域を中心とした6つの集落（安波賀中島町、安波賀町、城戸ノ内町、西新町、東新町、浄教寺町）及びこれらの集落内から眺望することができる尾根筋によって囲まれる区域を「一乗谷地区特定景観計画区域」として指定しています。

一乗谷地区特定景観計画区域の範囲



※ **赤枠**の区域内において行う建築物等の建築などの行為が、届出及び規制・誘導の対象となります。



## 景観形成の目標

### 『悠久の自然と歴史、生活文化の未来への継承』

美しい自然や風景の上に、400年以上が経過した現在も城下町としての栄華をうかがわせる朝倉氏の遺跡や、人々の生活や営みなどが融和している“本物を感じられる”景観を、次代へと継承していきます。



## 景観形成の方針

### 方針1 『一乗谷の原風景となる悠久の自然を守り・育む』

- ・一乗谷を特徴づける美しい自然や地形を守るとともに、四季のうつろいを感じられるよう修復・修景し、その周りにあるものを上手く融和させながら、原風景としていつまでも心に残る景観を形成します。



### 方針2 『一乗谷に広がる朝倉氏縁の歴史遺産を守り・育む』

- ・朝倉氏縁の歴史遺産を守るとともに、その周りにあるものを歴史的雰囲気と調和するものに改善しながらさらに魅力を高め、一乗谷全体で戦国ロマンが楽しめるような景観を形成します。



### 方針3 『悠久の自然や歴史と融和した集落や文化を守り・育む』

- ・美しい自然や貴重な歴史遺産とともに暮らすことに誇りをもち、これらと融和するよう身の回りのものを整え、誇りと愛着をもって、楽しみながらいつまでも暮らしていける一乗谷を形成します。





## 届出の対象となる行為

行為の種類	届出の対象となる行為
建築物の新築等	次に掲げるものを除く建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 建築物の新築、増築、改築又は移転に係る部分の延べ面積の合計が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの (2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該部分に係る部分の面積が 10 m <sup>2</sup> 以下のもの (3) 工事を施工するために必要な仮設の建築物
工作物の新設等	次に掲げるものを除く工作物（生垣は、工作物から除く。）の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更 (1) 工作物の新設、増築、改築又は移転に係る部分の高さが 1.5m以下のもの (2) 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、当該変更に係る部分の面積が見付面積の 1/2 以下のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他土地の形質の変更	(1) 当該行為に係る区域の面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの (2) 当該行為に伴い高さが 1.5m を超え、かつ、延長が 20m を超えるのり面又は擁壁を生じるもの
木竹の伐採	当該行為に係る区域の面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
屋外における土石、廃棄物 <sup>※1</sup> 及び再生資源 <sup>※2</sup> の堆積	当該堆積物の存する土地の区域の面積が 300 m <sup>2</sup> を超えるもの。ただし、当該行為に係る期間が 60 日以内のものは、除く。
特定照明 <sup>※3</sup>	(1) 届出の対象となる建築物及び工作物の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの (2) 道路等の公共空間から容易に見える位置にある歴史・文化的に価値の高い建築物その他これに類する工作物又は物件の形態・意匠を演出するために、その外観に対して行う照明で、期間が 60 日を超えるもの

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物

※2 資源の有効な利用の促進に関する法律(平成 3 年法律第 48 号)第 2 条第 4 項に規定する再生資源

※3 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明

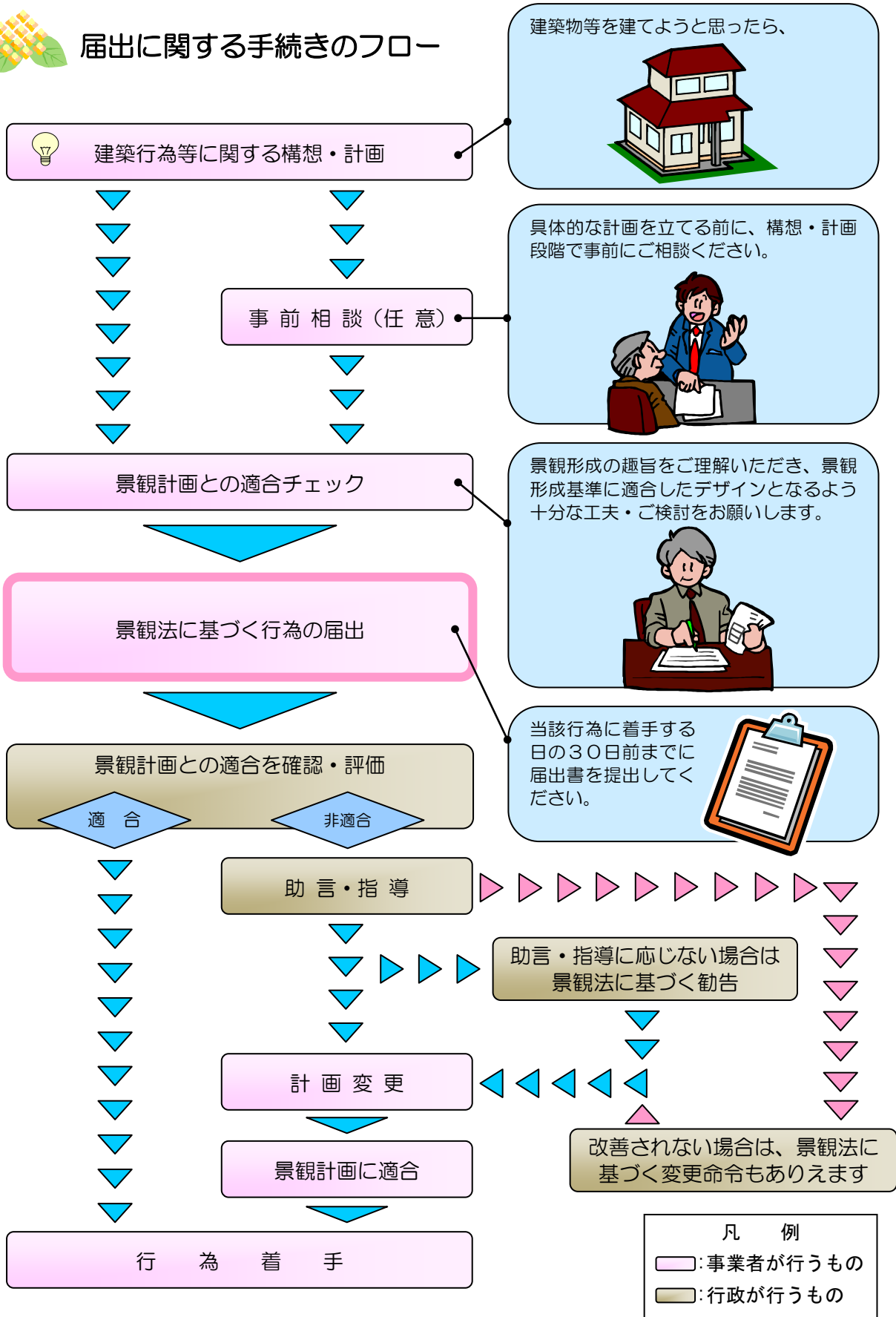


## 届出書に添付する図書の一覧

行為の種類	図面の種類	明示すべき事項
建築物の建築等 工作物の建設等	付近見取図	建築物又は工作物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
	現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	位置図	当該敷地内における建築物又は工作物の位置を表示する図面で、縮尺 100 分の 1 以上のもの
	立面図	建築物又は工作物の色彩が施された 2 面以上の立面図で、縮尺 50 分の 1 以上のもの ※1：着色し、露出する建築設備及び各部分の仕上げ（マンセル値など）を記載すること。 ※2：表示する 1 面については、道路を含むものとし、塀や植栽等を明示すること。
	チェックリスト	p.6～p.8 に示す景観形成基準に対する適合を示したものの
土地の開墾等、 木竹の伐採、 土石等の堆積、 特定照明	付近見取図	当該行為を行う土地の位置及び当該土地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺 2,500 分の 1 以上のもの
	現況写真	当該行為を行う土地及び当該土地の周辺の状況を示す写真
	計画図	計画図又は施行方法を明らかにする図面
	チェックリスト	p.9 に示す景観形成基準に対する適合を示したものの



# 届出に関する手続きのフロー



注1：福井市景観条例に基づく屋外広告物の届出 (p.11) も基本的にこのフローに準じます。  
 注2：上記の届出のほかに、福井県屋外広告物条例等に基づく許可申請等が必要となる場合があります。



# 景観形成基準

## (1) 建築物の新築等

### ① 配慮すべき基本的基準

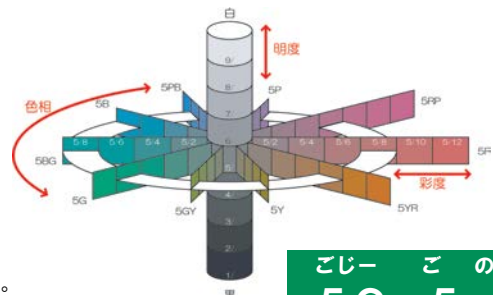
- 1 美しい自然景観と一乗谷固有の歴史文化的景観との調和について十分に検討し、デザイン（形態・色彩・素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

### ② 項目別基準

（「◎」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準）

項目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	◎道路等の公共空間との境界部は、生け垣や花き、前庭などにより緩やかにしつらえる。ただし、これら以外の方法により一乗谷にふさわしい緑豊かな自然景観に配慮しているものについては、この限りでない。（例1） ◎塀を設ける場合は、建築物及び周囲の景観と調和するようにする。 ・石積み塀は、一乗谷のまちなみの特徴を現す一つとしてできる限り保存する。（例2） ・敷地にゆとりがある場合は、公共空間にゆとりをもたらしように建築物や生け垣・塀などの配置を工夫するのが望ましい。
高さ	◎主建築物の階数は2階建てまでを原則とし、3階建て以上とする場合は周辺の景観に与える影響の軽減に特に配慮する。（例3）
形態	◎建築物の外観は、一乗谷の有する「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられるデザインを原則とする。ただし、著しく合理性を欠くと認められる場合は、この限りではない。（例4） ◎主建築物の屋根は勾配屋根を原則とし、屋並みの揃った眺望景観の保全・形成を図る。（例5） ・現存する伝統的な建築様式の建築物は、できる限り現状の形態を保存して利用する。（例6）
色彩	◎外壁の色は光沢の少ない茶系又は灰系の色、屋根の色はいぶし銀、濃い灰色又は茶色、黒色を基本とし、これらを含めた外観に用いる色は、マンセル値 <sup>※</sup> による彩度3以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、建築物の屋根や庇にあっては無釉の和瓦、銅板によるものの色彩、外壁等にあっては着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって、若しくは弁柄その他和風建築に用いられる素材によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の1/10未満の範囲内で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・特に、外壁にはマンセル値による色相がYR・Y系の色又は無彩色を用いるのが望ましい。

※ マンセル値：色を数値的に表すための体系（表色系）の一種で、色彩を色の3属性（色相、明度、彩度）に基づいて表現する。マンセル表色系などとも言う。色の三属性のうち、色相は色の種類、彩度は色の鮮やかさ、明度は色の明るさの度合をいう。  
（例：マンセル値5G 5/10（ごじーごのじゅう）は、色相5G、明度5、彩度10）  
色相ごとの詳細は、巻末の参考図を参照して下さい。



ごじーごのじゅう  
5G 5 / 10  
色相 明度 彩度



(「◎」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準)

項 目	景観形成基準
素材、材料	<p>◎時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材・材料を使用する。</p> <p>◎主建築物の屋根は、日本瓦、平板瓦、平形スレート、銅板、その他これらに類するものとする。ただし、環境への配慮を目的とした太陽光発電装置等の設置は差し支えないものとする。</p> <p>・外観には自然素材や地域の伝統的な素材・材料を用い、これ以外による場合は、色彩や表面の仕上げ等を工夫することが望ましい。(例：土壁、漆喰塗り、焼杉板張など)</p>
ベランダ、屋外階段、附帯設備等	<p>◎附帯設備等は、道路等の公共空間から目立つ位置には設置しない。ただし、目立たないよう工夫されたものについては、この限りでない。</p> <p>・ベランダ等は、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p> <p>・ベランダ等における洗濯物やエアコン室外機、収納庫等は、道路等の公共空間から目立たないようにすることが望ましい。</p> <p>・屋外階段にあつては、色彩の工夫や隠蔽処理等により、建築物との調和に配慮したデザインとなるよう努める。</p>
附属建築物	<p>・車庫、自転車置場、倉庫、設備機械室、ごみ集積所等の附属建築物は、主建築物と調和させ、一体感のあるものとするよう努める。</p> <p>・道路等の公共空間から目立たないよう十分配慮した位置に設け、これが困難な場合は、植栽等により隠蔽措置を行うことが望ましい。▪</p>



(例1) 緩やかにしつらえた敷地境界の例



(例2) 石積み塀の例



(例3) 高さの揃ったまちなみの例



(例4) 和風感のある新しいデザインの例



(例5) 屋並みの揃った眺望景観の例



(例6) 伝統的民家の例(福井県認定)

## (2) 工作物の新設等

### ① 配慮すべき基本的基準

- 1 美しい自然景観と一乗谷固有の歴史文化的景観との調和について十分に検討し、デザイン（形態・色彩・素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 快適な歩行者空間を創出するため、外構においても十分に工夫をする。

### ② 項目別基準

（「◎」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準）

項目	景観形成基準
敷地内における位置及び外構	◎敷地内における位置は、周囲の景観に悪影響を与えない位置とする。 ◎道路に面して垣、柵又は塀を設ける場合は、緑化や色彩の工夫、壁面形状に変化をつけるなどの修景措置を行う。 ・大規模なものは、史跡や主要な通りから容易に見通せる場所にはできる限り設置しない。 ・自動販売機は、建築物と同一敷地内に設置するのが望ましい。
高さ	・できる限り周囲の景観に悪影響を与えない高さとするよう努める。
形態	◎道路に面して擁壁を設ける場合は、擁壁面を緑化する、擁壁と道路との間に植栽をする、擁壁面の形状に変化をつけるなどの工夫をする。 ◎誘導サインや案内板などは、一乗谷の有する歴史的雰囲気及び景観特性に調和したデザインで統一する。（例1）
色彩	◎法令で定められたもの以外の色は茶系又は灰系を基本とし、マンセル値による彩度3以下、無彩色は明度2以上とする。ただし、着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等によって、若しくは弁柄その他和風建築に用いられる素材によって仕上げられる部分の色彩又は面積を抑えて外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 ・特に、マンセル値による色相はYR・Y系の色又は無彩色とするのが望ましい。 ・自動販売機は落ち着いた色とするか、周囲の景観に調和した色彩となるよう工夫する。（例2）
素材、材料	◎時間経過を考慮し、汚れにくく、耐久性のある素材・材料を使用する。 ・外観には自然素材や地域の伝統的な素材・材料を用い、これ以外による場合は、色彩や表面の仕上げ等を工夫することが望ましい。（例：土壁、漆喰塗り、焼杉板張など）



（例1）地区の雰囲気に調和した案内板の例



（例2）景観に配慮した自動販売機の例

### (3) その他の行為

#### ① 配慮すべき基本的基準

美しい自然景観と一乗谷固有の歴史文化的景観との調和について十分に検討し、その影響を必要最小限に留めるよう工夫する。

#### ② 項目別基準

(「◎」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準)

項 目	景観形成基準
土地の開墾、 土石の採取、 鉱物の掘採 その他土地の 形質の変更	◎当該行為に係る区域の周囲には植栽等による隠蔽を行い、行為の完了後は速やかに回復措置等を図ることとする。ただし、史跡や主要な通りから容易に見通すことのできる場所では原則として行わないものとする。
木竹の伐採	・生態系又は景観的価値の高いもの、地域におけるランドマークとして親しまれているものは、できる限り伐採しない。 ・木竹の伐採後は、地域の特性に適した四季の変化が楽しめる樹種を植栽することが望ましい。
屋外における 土石、廃棄物 及び再生資源の たい積	◎道路等の公共空間から目立たないよう、植栽又は景観に配慮した塀等による隠蔽措置を講ずることとする。ただし、史跡や主要な通りから容易に見通すことのできる場所では原則として行わないものとする。 ・堆積の高さはできる限り低くし、また、整然と積み上げ、周辺に圧迫感や危険性を与えないよう努める。
特定照明	◎周辺の住環境や生態系等に対して光害 <sup>※</sup> とならないようにする。 ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、一乗谷の景観特性に適したものとなるよう努める。(例1)



(例1) 良好にライトアップされた物件の例

※ 光害：良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響  
(「光害対策ガイドライン」/環境省)

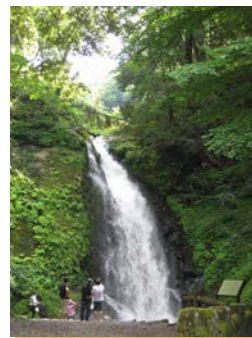
#### (4) 景観法によらないその他の基準

次の項目に掲げる行為は、景観法に基づく届出の対象となる行為ではありませんが、建築物、工作物等と一体となった良好な景観の形成を図るため、次のような基準を推奨していきます。

項 目	景観形成基準
管理、保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界に誇れるわが町の宝として、一乗谷朝倉氏遺跡そのものの景観の保全とさらなる魅力向上に集落全体で協力することが望ましい。(例1)</li> <li>・地区全体に広く分布している数多くの歴史遺産を集落の宝として大切に保全することが望ましい。(例2)</li> <li>・耕作放棄などで荒れないよう、農地を守っていくことが望ましい。(例3)</li> </ul>
緑化、修景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庭木や生け垣などは見られることを意識してきれいに手入れすることが望ましい。</li> </ul>
清掃、美化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホタルが舞い、子供が安心して遊べるきれいな川にするため、ゴミを捨てない、廃水を流さないなど、地域で清掃、美化することが望ましい。(例4)</li> </ul>



(例1) 一乗谷朝倉氏遺跡



(例2) 佐々木小次郎が燕返しを編み出したと言われる一乗滝



(例3) 手入れの行き届いた農地の例



(例4) 地区の中心を流れる一乗谷川

## ◆屋外広告物について

屋外広告物は景観を構成する重要な要素の一つであり、自己主張の強い屋外広告物は福井らしい景観の形成を阻害する要因となることから、届出の対象として適正に誘導します。

(※景観法に基づく届出行為ではなく、福井市景観条例に基づく届出行為です。)



### 届出の対象となる行為

行為の種類	届出の対象となる行為
屋外広告物の表示等	<p>屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕又は色彩の変更に係るすべての行為。</p> <p>ただし、次に掲げるものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 屋外広告物の表示面積が1㎡以下のもの</li> <li>(2) 掲示板等に表示等するもの</li> <li>(3) 広告期間が30日以内で表示等するもの</li> <li>(4) 法令の規定により表示等するもの</li> <li>(5) 国又は地方公共団体が表示等するもので、災害、事故その他緊急時に表示するもの又は公共施設の管理及び利用者の利便性を図るために表示するもの</li> <li>(6) 国又は地方公共団体が表示等するもので、市長に協議したもの</li> <li>(7) 公職選挙法による選挙運動のために表示等するもの</li> </ol>



### 届出書に添付する図書の一覧

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	広告物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面
現況写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
位置図	当該敷地内における広告物の位置を表示する図面
意匠図	当該広告物の色彩（マンセル値）や意匠、仕上げ方法を表示した図面等
チェックリスト	p.12 に示す景観形成基準に対する適合を示したもの



### 届出に関する手続きのフロー

原則として、景観法に基づく届出のフローに準じます。ただし、景観法に基づく勧告・変更命令は適用となりません。(p.5 参照)



## 景観形成基準

### ① 配慮すべき基本的基準

- 1 美しい自然景観と一乗谷固有の歴史文化的景観との調和について十分に検討し、規模やデザイン（形態、色彩、素材をいう。）等に工夫をする。
- 2 表示の方法や内容等により、人々に不快感を与えることのないよう工夫する。

### ② 項目別基準

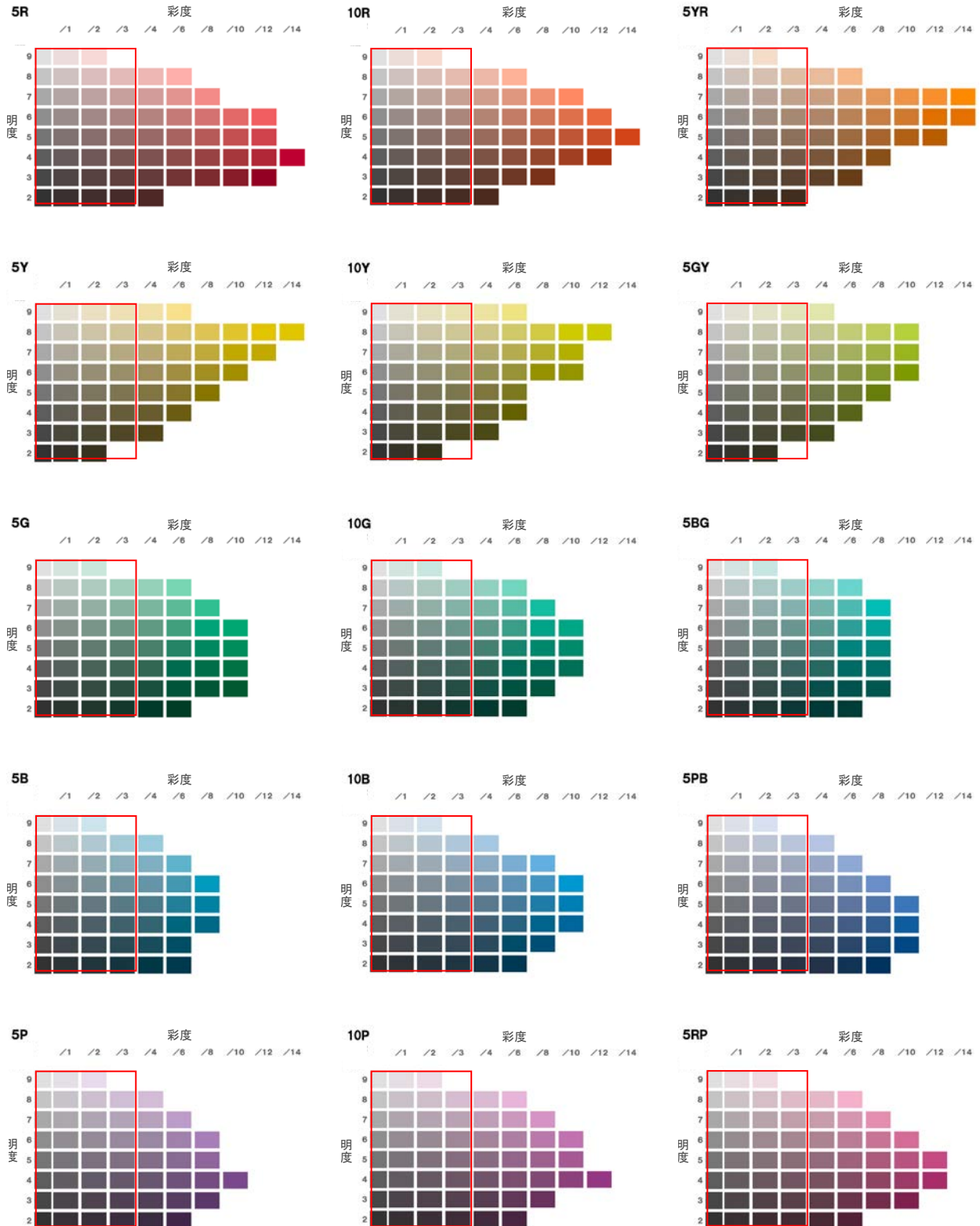
（「◎」は必ず守るべき基準、「・」は努力することが必要または推奨する基準）

項目	景観形成基準
表示等の制限	◎自家用広告物以外は、表示又は掲出をしない。ただし、建築物と同一敷地内に設置される案内広告物については、この限りではない。
位置、規模、形態及び高さ	◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知及び視野を妨げない位置とする。 ・周囲の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態及び高さとするよう努める。 ・広告物の数や大きさは、可能な限り最小限に留める。 ・「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられる形態とすることが望ましい。
色彩	◎信号機や道路標識及び公共の案内・誘導標識の近くに設置する場合は、それらの認知を妨げない色とする。 ◎蛍光塗料や反射塗料等は使用しない。 ・マンセル値による彩度 4 を超える色は使用しないよう努める。ただし、当該表示面積の 1/10 未満の範囲内で使用するアクセント色については、この限りでない。 ・上記によらない場合は、屋外広告物の 1 面につき、当該表示面積の 20%以上は白色又は素材色とするよう努める。
素材、材料	◎汚れにくく、耐久性のある素材を使用する。 ・「歴史性」や「和（和風）」の雰囲気を感じられるような素材、材料を使用することが望ましい。
照明広告	◎点滅又は回転するランプ類や電飾ネオン広告類は使用しない。ただし、注意喚起を促すものについてはこの限りではない。 ・光源の選定、照明方法、点灯時間、明るさ等について十分に検討し、周囲の景観に悪影響を与えないよう努める。
屋上利用広告	◎屋上利用広告は、設置しない。・
壁面利用広告	・壁面からはみ出さないよう努める。 ・表示面積は、建築物の見付面積の 1/5 以下とするよう努める。・
突出広告	◎1 壁面に 1 列にまとめて設置するか、建築物と調和したデザインとする。 ◎路面への突き出しは、禁止する。
地上広告	◎建築物と同一敷地内の設置とし、一の敷地に対して 2 個以内の設置とする。 ・容易に移動させることが可能なもの又は立看板は、建築物と同一敷地内の設置とし、1 個の大きさは、高さ 1.8m 以下、幅 0.9m 以下とするよう努める。 ・空き地又は平面駐車場においては、2 個以内とし、高さ 4m 以下とするよう努める。・
その他の広告物	◎のぼり旗は、設置しない。

## (参考図) 一乗谷地区特定景観計画区域における色彩基準

福井市景観計画（一乗谷地区特定景観計画区域）では、建築物の新築等、工作物の新設等、屋外広告物の表示等を行う際の色彩について、一乗谷地区の景観特性に応じた落ち着いたものとするよう基準を定めており、そのうち、建築物、工作物については、以下のマンセル表色系に示す各色相の赤枠内が使用できる色彩の範囲となります。

ただし、各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので 正確な色彩ではないため、実際の色は色票により確認してください。



福井市景観計画 概要版  
一乗谷地区特定景観計画区域

---

発行  
平成23年4月

福井市 都市戦略部 都市整備室  
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号  
TEL: 0776-20-5454  
E-mail: compact@city.fukui.lg.jp